

「パートナーシップ構築宣言」

当法人は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(取引先との情報共有、業務効率化の推進 等)
- b. IT 実装支援(業務効率化に資する IT 活用やデータ連携の推進 等)
- d. グリーン化の取組(省エネルギーの推進、資源の有効活用 等)
- e. 健康経営に関する取組(職員の健康増進や働きやすい職場環境の整備 等)
- f. BCP／事業継続(災害時等における安定的な医療・介護サービス提供体制の確保 等)

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当法人は、取引先との持続可能な関係構築のため、労務費や原材料費等の上昇を踏まえた価格転嫁について、取引先からの協議に応じ、適切に対応します。

また、当法人が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、取引先との信頼関係の構築および適正取引の推進に努めます。

2026年 3月31日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

医療法人社団 葵会

理事長 新谷 幸義

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。